

生徒心得

1 重点目標

- (1) 良好な人間関係を保つため、気持ちの良い元気な挨拶と正しい言葉遣いを心掛けよう。
- (2) 校内だけでなく登下校時においても、常に身だしなみをきちんとし、正しく制服を着用しよう。
- (3) 清潔感があり、そのまま面接試験に行けるような品位・品格ある頭髪で登校しよう。
- (4) 5分前行動を心がけよう。登校時も時間に余裕を持って登校し、遅刻をしないようにしよう。
- (5) 常に優しい心を持って友人を思いやり、家族や周りの人々に対する感謝の気持ちを持とう。

2 日課表

通常時（月・水は7限授業、火・木・金は6限授業）

予鈴	8:35		
ST	8:40	—	8:45
1 限	8:50	—	9:40
2 限	9:50	—	10:40
3 限	10:50	—	11:40
4 限	11:50	—	12:40
昼食	12:40	—	13:15
予鈴	13:15		
5 限	13:20	—	14:10
6 限	14:20	—	15:10
7 限	15:20	—	16:10
授業終了後、清掃・ST			

行事等で時間を変更する場合があります。

下校時刻

生徒の下校時刻は 17 時とする。

部活動・補習等の場合は、夏季 19 時、冬季 18 時 30 分までを原則とする。

その他、別途下校時刻を定めることがある。

3 生活規律

- (1) 飲酒・喫煙・薬物乱用・窃盗・万引き・暴言・暴力・恐喝・器物損壊・不健全娯楽(パチンコ等)・深夜徘徊・無断外泊・家出・考査不正行為(会場内へのスマートフォン・携帯電話持ち込み不可)・四ない運動違反・無断免許取得・指導拒否・指導無視・授業妨害・多遅刻・社会通念上のいじめ・度重なる身だしなみ不良・怠学・無断アルバイト・その他法令に違反する行為および校則で認めていない行為は絶対にしない。なお、これらの行為は特別指導に該当する。
- (2) 「四ない運動」とは、オートバイや自動車の免許を取らない、買わない、乗らない、保護者や 家族以外に 乗せてもらわない、の四つを意味する。全国高等学校PTA連合会が提唱したもので、本校でもこの運動を推進している。
- (3) いじめ(言葉によるいじめ・ネット上の掲示板やブログ等における誹謗中傷を含む)やプライバシー・著作権の侵害にあたる行為は絶対にしない。

- (4) 出会い系サイトや、18 歳未満禁止サイトへのアクセスや登録は絶対にしない。
- (5) 不健全な娯楽施設や未成年者の立入禁止場所には立ち入らない。
- (6) 男女交際は、相互の人格を尊重し、知性と良識に裏付けられた節度あるものとする。
- (7) アルバイトは原則禁止とする。無断で行くと特別指導対象となる。やむを得ない理由のある生徒は担任を通じて相談する。
- (8) 登校後は特別な事情(通院や家事都合等)がない限り、終礼まで校外へ外出することは認めない。

4 交通安全・登下校時の注意

- (1) 交通ルールを守り、事故防止のために万全の注意をする。
- (2) 自転車を運転する際は、無灯火・並進・二人乗り・傘さし・スマートフォンや携帯電話操作・イヤフォンを装着して音楽を聴きながらの運転は禁止する。また、一時停止や信号を必ず守る。
- (3) 登下校時に万が一交通事故に遭った場合、加害者となった場合には怪我をした人の救助を最優先する。また、被害・相互被害の場合でも相手の方の連絡先を必ず聞いておく。
- (4) 徒歩通学者は原則として道路の右側通行、自転車通学者は原則として車道の左側を通行すること。なお、必要以上に道路いっぱいに広がって他の通行の障害にならないように気をつける。
- (5) 在学中の自動車学校の入校は、3 年時に進路先決定後に、自動車学校通行許可願を提出後とする。
- (6) 公共交通機関(電車・バス)を利用する生徒は、乗車マナーを守り、他の乗客に迷惑をかけず知立高生として自覚を持つ。
- (7) 不審者・変質者・痴漢には十分気をつける。各自で対策を考えておくといよい。
 - ア 暗い道を一人で帰らない。遠回りでも明るい道を、複数で、帰宅する。
 - イ 危険を感じたらとにかく逃げる。万が一の時や怪しいと感じたら 110 番する。
 - ウ 防犯器具(ブザーなど)を携帯する。家族への連絡を密に行う。
 - エ 近くの民家やお店など、助けを求められる場所をあらかじめ確認しておく。
 - オ 常に周りの状況に気を配る。スマートフォンの操作や音楽に没頭しない。
 - カ 万が一被害に遭ったら警察へ被害届を出し、生徒指導部へも連絡をする。
 - キ 決して他人事だと思わずに常に自分を守る対策を意識しておく。

5 暴風警報発表の登下校について

- 1 登校する以前に名古屋地方気象台から、知立市に暴風警報が発表されている場合。

- (1) 午前 6 時 40 分より前に警報が解除された場合は、8 時 40 分を始業とする。
- (2) 午前 6 時 40 分以降午前 11 時までに警報が解除された場合は、解除から 2 時間後を始業とする。
- (3) 午前 11 時以降警報が継続されている場合は、当日の授業を行わない。

* 知立市以外に移住している生徒については、知立市が解除された場合でも、居住地及び通学経路地域に暴風警報が発令されている場合は、上記の(1)～(3)に従って対応すること。

* 上記の(1)(2)の場合、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合や交通機関の途絶等により登校が困難な場合は登校に及ばない。

- 2 登校後に、名古屋地方気象台から知立市に暴風警報が発表された場合。

- (1) 気象・交通機関及び道路の状況から生徒を安全に帰宅させようと判断した場合は、授業を中止し速やかに下校させる。
- (2) 道路状況等が危険と認められる場合や、通学距離等により帰宅が困難と認められる場合は、該当生徒の安全を校内において確保する。

6 特別警報発表時の登下校について

～ただちに命を守る行動をとる!～

1 登校する以前に名古屋地方気象台から、知立市に特別警報が発表されている場合

(1) 登校しない

(2) 特別警報解除後は、学校からの再開の連絡があるまで登校しない。

(本校のホームページ、きずなネット等で連絡する。)

*知立市以外に移住している生徒については、居住地及び通学経路地域(知立市以外)に特別警報が発表されている場合は、上記の(1)(2)に従うこと。

*登校が再開されても、道路の冠水・河川の増水等により登校が危険な場合や交通機関の途絶等により登校が困難な場合は登校に及ばない。

2 登校後に、名古屋地方気象台から知立市に特別警報が発表された場合

(1) 授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学経路の状況等に関わる情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応(学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等)を迅速に行う。

(2) 生徒を校内に留め置いた場合は、災害の状況及び気象・交通機関・通学経路の状況等に関わる情報収集に努め、生徒を安全に下校させることができると判断できるまでは下校させない。

7 各種届

(1) 欠席届

体調不良等で欠席する場合は、当日の午前 8 時 30 分までに**保護者**から本校指定の連絡入力フォームから入力する。(電話対応は平日午前 8 時 00 分～18 時 00、検査中・定時退校日は 8 時 00 分～午後 17 時、長期休業中は 8 時 30 分～17 時 00 分)

(2) 忌引届

あらかじめ分かっている場合は、前日までに**保護者**から本校指定の連絡入力フォームから連絡する。当日の場合は、午前 8 時 30 分までに**保護者**から本校指定の連絡入力フォーム連絡する。忌引きの日数は以下である。

父母 7日 祖父母および兄弟姉妹 3日 曾祖父母、おじ、おば、甥、姪 1日

父母の忌明法要、一周忌およびその世帯が中心となって営む親族の忌明法要 1日

(3) 遅刻届

あらかじめ分かっている場合は、前日までに**保護者**から担任へ本校指定の連絡入力フォームから連絡する。体調不良等で遅刻をする場合は、当日の午前 8 時 30 分までに**保護者または本人**が本校指定の連絡入力フォームにから連絡する。午前 8 時 40 分までに教室に入室できない場合は、理由は問わず職員室にて「入室許可書」を記入して 教室へ入る。なお、電車が延着した場合は、駅にて証明書をもらい担任へ提出する。(延着時間内に入室すること)

(4) 早退届

あらかじめ分かっている場合は、当日までに**保護者**から担任へ本校指定の連絡入力フォームから連絡する。体調不良等で早退した場合は、生徒は帰宅後に学校へ無事到着の旨を電話連絡する。

(5) 外出許可

通院もしくは家事都合等でやむを得ず外出する場合は、当日までに職員室にある外出許可証に記入し担任へ提出する。

(6) 旅行届・学生割引証交付願

職員室にある所定の用紙に記入・保護者自署捺印し担任へ提出する。書類提出から発行まで数日を要するので早めに提出のこと。

(7) 掲示物・放送等の許可

校内外における掲示物・印刷物等の配布、放送、集会及び団体の結成・参加は学校の許可を得る。なお、校内での物品の販売や金銭の授受等も担当の許可を得る。(許可が出ない場合もある。)

(8) ラーケーション取得

ラーケーションを取得する生徒は、原則1週間前までに「ラーケーションの日」取得申請書を担任へ提出すること。

8 容姿・服装

(1) 服装について

ア 学生服型(詰襟)

(ア) 上下とも標準型学生服であり、本校指定のボタンをつける。

(イ) 上着の襟に校章バッチ(左襟)をつける。

(ウ) ズボンはベルト(華美な色と大型のバックルは避ける)を使用し、裾は引きずらない。

イ セーラー服型

(ア) 本校指定のセーラー服(指定のライン・リボン)とスカートを着用する。

(イ) 胸当ては「c」の花文字がはっきり見えるように着用する。

(ウ) スカートの長さは、ひざの中心より下10cm以内、上は膝頭の中心までとする。

(エ) ベルトは着用せず、スカートはウェスト部分で折り曲げないように着用する。

(オ) ストッキングは、ベージュまたは黒色のデザイン性のないものとする。

ウ 両制服とも

(ア) 白の襟付きシャツも着用可とする。ただし、制服(ズボン・スカート)の中に裾を入れたうえで着用可とする。色付きのラインがあるものや、ワンポイントは禁止とする。

(イ) ポロシャツは通年着用可とする。色は白・紺の無地のみとする。色付のラインがあるものやワンポイントは禁止とする。長袖のポロシャツも着用可とする。

(ウ) 指定カーディガン(セーラー服用校章入り)以外にも、市販されているカーディガンを全生徒が着用可とする。色は黒・紺の単色のみとする。ワンポイントは不可とする。ポロシャツの上にカーディガンの着用も可とする。

(エ) 制服のインナーは、柄や色が透けて見えないよう華美なものとは着用しない。

(オ) 防寒具及び防寒着は、冬服着用の上で通年許可とし、華美でないものとする。なお、部活動で購入した防寒着も着用を認める。ただし、ロングマフラーは危険なため禁止とする。

(カ) 靴は短靴で飾りのないもので、靴のかかととは踏まない。サンダルやスリッパは禁止とする。

(キ) 靴下は、白・黒・紺とし、ラインやデザイン性のないもの(ワンポイントは可)とする。また、オーバーニーソックス・ルーズソックス・防寒用のホームソックス・レッグウォーマーは禁止とする。

(2) 頭髪について

自然で清潔感のある品位・品格を保つ頭髪とする。

ア パーマ・脱色・染色、特殊なカット(極端な二段カットやモヒカン刈りなど)や技巧(アイロン・カール・編み込み等)などをしない。また、整髪料は付けない。

イ 前髪が目にかかる場合は、華美でないヘアピン等で前髪をとめる。正面から見えるダンゴ状・噴水状に束ねない。式典等では、肩より長い場合は、後ろ又は横で束ねる。髪を結ぶ時は ゴム紐(黒・紺・茶)を用い、装飾品にあたるものは身に付けない。

ウ ヘアピンは華美なものは使用しない。コンコルドピンは危険なため禁止とする。

エ カツラ・ウィッグ・エクステンション等は使用しない。

(3) 容姿について

ア 化粧をしない。

イ ピアス・指輪・ネックレス等のアクセサリー、カラーコンタクト・ディファインはつけない

ウ 爪は短く切り、飾り(デコレーション)はしない。マニキュア・ペディキュアをつけない。

(4) その他

- ア 通学時のバッグは華美・高価でないものとする。
- イ 貴重品の管理を徹底し、多額の現金や必要のない貴重品は持参しない。貴重品の管理は学校行事では、貴重品バッグ等を活用し、それ以外は、自分でしっかり管理する。管理できない貴重品は校内に持ち込まない。
- ウ 学習に不要な漫画・雑誌・ゲーム・オーディオプレーヤー等は校内に持ち込まない。
- エ スマートフォン・携帯電話は校内では電源を切り、カバンにしまい使用しない。
- オ 原則として登下校時（長期休業中も同様）は制服を着用する。下校時・土日の部活動での登下校は部活動の服装も可とする。体操服登校許可期間中は、体操服での登下校も可とする。

9 自転車通学許可について

- (1) 自転車通学を希望する生徒は、「自転車通学許可願」に記入し、保護者自署の後に担任へ提出する。
- (2) 自転車通学ができるのは、次の条件を満たす生徒に限る。ただし、特別な事情がある場合は、担任を通して生徒指導部へ相談すること。（下記の条件を満たす場合に限り、始業後当面はステッカーの貼付されていない自転車でも良い）
 - ア 「自転車通学許可願」裏面の「自転車通学が認められない範囲」の地図の円より外側（知立高校から 1.5km 以上）から通学する生徒。ただし、電車通学者は、駅から知立高校への自転車通学はできない。
 - イ 通学にふさわしい自転車を使用できる生徒
 - （ア）高価な自転車・競技用自転車（ロードバイク）・三輪自転車は禁止とする。クロスバイクは可とする。
 - （イ）ブレーキ・ライト・反射鏡・鍵・ベル・スポークテール・フェンダー・スタンド等、きちんと整備されていること。
 - （ウ）二人乗り防止のためのハブステップ（後輪のステップ）は禁止とする。
 - （エ）ドロップハンドル・ハンドルの加工は禁止とする。
 - （オ）ヘルメットを所持し、着用に努めている。
 - ウ 交通ルールを遵守できる生徒
 - （ア）二人乗り・並進・夜間の無灯火運転をしない。
 - （イ）雨天時にはカッパを着用し、傘さし運転をしない。傘さし運転を行った場合には、安全のため傘の一時預かり指導を行う。カッパは色の指定はなく、中学校で使用していたものでもよい。なお、防寒具として手袋着用を推奨する。
 - （ウ）一時停止や信号を守ること。また、原則として車道を左側通行すること。歩道を通行する場合は、歩行者優先で、車道寄りを徐行すること。
 - エ 指定の場所に整頓して駐輪できる生徒
 - （ア）校内では指定された駐輪場所に駐輪すること。
 - （イ）校外においても、路上に駐輪せず、所定の駐輪場所に駐輪すること。
 - （ウ）自転車には必ず施錠して駐輪すること。
 - オ 本校のルールを遵守できる生徒
 - 自転車通学許可後、登録ステッカーを後輪の泥よけに貼付する。貼付後は登録ステッカーのない自転車では通学しない。自転車を買い換えた場合は、新たなステッカーを貼付するので、速やかに生徒指導部まで申し出る。また、パンクや故障、盗難等でやむを得ず登録ステッカーの無い自転車で通学する場合は、生徒指導部へ届け出ると同時に、速やかに状況の改善を行うこと。
- (3) 交通ルール違反や指定場所以外の駐輪、ステッカーのない自転車で登校を続けた場合は、自転車の一時預かり指導をおこなう場合や自転車通学許可を取り消す場合がある。
- (4) 校内または校外において、自転車が盗難に遭った場合は、警察および生徒指導部まで届け出ること。なお、警察への届け出がないと、発見後に自転車の保管料を請求されるケースがあるので注意すること。
- (5) 自転車販売店で斡旋される「TS マーク制度」（傷害保険・賠償責任保険が付随）や、各保険会社の自転車総合保険にできる限り加入すること。保護者の自動車保険に、家族の自転車保険が付随されているケースもあるので、確認しておくといよい。

10 校則の見直しについて

(1) 以下の手順で校則改正を行える。

ア 調査後に目標の設定

イ 提案書の作成

ウ 教員との意見交換

(ア)提案内容に関係する分掌・教科と議論を重ね、必要に応じて提案書の改善を促す。

エ 生徒指導主事に提案

オ 生徒指導部会

カ 運営委員会

キ 職員会議

ク 生徒周知

(2) 上記の(1)のアからキまでは必要があれば差し戻しをおこない、提案書に改善を求める。

(3) 年度途中でも職員会議で理解を得ることで校則を改正することができる。

なお、生徒心得については、毎年見直しを図り、改善していく予定である。